

2025年3月1日

お客さま各位

稚内信用金庫

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の改正について

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

稚内信用金庫は「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」（口座管理法）および「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」（口座登録法）の施行、租税特別措置法に基づく住宅ローン控除の申告方法の変更に伴い、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を下記のとおり改正しますのでお知らせいたします。

記

1. 改正日

2025年3月1日

2. 主な改定内容

「個人番号の利用目的」を「特定個人情報等の利用目的」に変更し、以下の目的を追加しました。

- ⑧ 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑨ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
- ⑩ 災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
- ⑪ 本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため

以上